

報告1

埼玉県地域保健医療計画の  
中間見直しについて

・埼玉県地域保健医療計画の

中間見直しについて・・・ 1

## 埼玉県地域保健医療計画の中間見直しについて

### 1 第7次計画策定時における本県の方針

- 「在宅医療の推進」に関する計画については、医療法第30条の6の規定に基づき、高齢者支援計画との整合を図る観点から、計画期間の3年目（令和2年度）に見直しを検討。
- 併せて、基準病床数についても、在宅医療等に関する計画との整合を図る観点から、見直しを検討。

### 2 国からの通知

- 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、厚生労働省は令和2年5月12日付けで、「見直しの議論を令和2年度内に終えることができず、見直し後の医療計画の適用が、令和4年度以降となったとしても差し支えない」と都道府県に通知。

### 3 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた本県の対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域保健医療計画の見直しは令和2年度後半から検討し、令和3年度で見直しを行う。

(理由)

- 計画の見直しには、地域保健医療計画推進協議会や地域保健医療・地域医療構想協議会等での議論を要するが、新型コロナウイルス感染症対策のため、これまで開催できていない。
- 6月以降、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の状況下にあるため、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応を最優先で取り組んでおり、計画見直しのための地域における協議会は10月から開始する。

#### 【参考】

高齢者支援計画は令和2年度中に次期計画の策定を行い、地域保健医療計画の中間見直し結果を踏まえ、令和3年度に計画の一部変更を行う予定。